

和歌山大学観光学会規則

制定 平成20年12月18日

最終改正 平成28年6月23日

第1条 本会は和歌山大学観光学会と称する。

第2条 本会は観光学部関係諸学の研究並びにその発表を目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

イ 研究調査

ロ 研究会、学術講習会の開催

ハ 学術研究誌『観光学』の編集・発行

ニ その他本会の目的を達成するに必要と認める事業

第4条 本会は次の会員をもつて組織する。

1 普通会员

イ 本学観光学部・観光学研究科の教員

ロ 本学観光学部学生

ハ 本学大学院観光学研究科院生

ニ 上記会員であったものでその後も継続を希望する者

ホ 本会において特に入会を認めた者

2 賛助会員

本会の趣旨に賛成し特別の援助をする団体及びその他の個人

第5条 本会の事務所を和歌山県和歌山市栄谷930番地和歌山大学観光学部内に置く。

第6条 本会の会務を処理するため次の役員を置く。

イ 会長

観光学部長をもつてこれに充て、本会を統轄する。

ロ 評議員

観光学部専任の教授、准教授、講師及び助教をもつてこれに充て評議員会を組織し、本会に関する重要事項を審議する。

ハ 常任評議員 若干名

評議員の中から選ばれ、会長の委嘱に基づき本会の事務を処理する。

ニ 会計 1名

評議員の中から選ばれ、会長の委嘱に基づき本会の会費を管理する。

ホ 会計監査 1名

評議員の中から選ばれ、会長の委嘱に基づき本会の会計監査を行う。

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 本会の事業遂行のため、必要に応じて委員会を設ける。委員会の設置または廃止は評議員会で決定する。各委員会の委員は、評議員会

の議を経て会長が委嘱する。なお、各委員会が必要と認めるときは、評議員会の承認のうえで規定を設けることができる。

第9条 本会の会員は、第4条の区分に従い、次の会費を納付するものとする。

1 普通会员

イ 年額 5,000円

ロ 年額 2,500円

ハ 年額 2,500円

ニ 年額 2,500円

ホ 年額 5,000円

2 賛助会員 年額 30,000円（一口）

第10条 本会は、会員に本会発行の印刷物をその都度配布する。

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 会費に関する事で、事故等のあった場合は、本会が一切の責任を負う。

第13条 本会の規則を変更する場合には、評議員会において、3分の2以上出席し、その過半数の決議を経るものとする。

附 則

第1条 本規則は、平成20年12月18日より施行し、平成21年4月1日から適用する。

和歌山大学観光学会学会誌編集委員会規程

制定 平成 20 年 12 月 18 日

改正 平成 28 年 6 月 23 日

1. 和歌山大学観光学会は、会則第 3 条ハの学術研究誌『観光学』の編集・発行を円滑に進めるため、和歌山大学観光学会学会誌編集委員会（以下、編集委員会と略記）を設ける。
2. 編集委員会は、評議員会の議を経て会長が委嘱した 5 名程度の委員で構成する。
3. 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
4. 編集委員会は年 1 回以上開催し、編集方針、投稿原稿の審査など、学会誌の編集・発行に関わる基本的事項を審議する。投稿規程は編集委員会が定め、評議員会の承認を得るものとする。
5. 投稿論文等の審査については、編集委員会が論文審査要領に基づいて行う。
6. 論文審査要領は編集委員会で定める。
7. 本規程の改廃は評議員会において行う。